

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について

下向井 龍彦

はじめに

本稿の目的は、一〇～一二世紀における権門間の所領相論裁定手続の制度復元を通して、古代から中世への過渡的国家である王朝国家の特質の一端を明らかにすることである。

律令訴訟制度や鎌倉幕府訴訟制度についての膨大な研究蓄積に対して、王朝国家Ⅱ公家法段階の訴訟制度については、これまでまったく未開拓の分野であった。わずかに、橋本義彦¹⁾、佐々木文昭²⁾、大石直正氏³⁾が、延久記録所に続く天永・保元記録所の相論審理機能を、院政期の国家権力の性格との関連で注目され、また小山靖憲氏⁴⁾によって、一一世紀中葉以降の「荘園制的領域支配」の進展とともに、所領相論解決方式が従来の「刀祢証判から証文審理による公的訴訟に転換したことが指摘されているにすぎない。

かかる研究状況のなかで、はじめて本格的にこの問題にとりくまれた棚橋光男氏は、最近、院政期を中世国家の起点とみる立場か

ら、論文「院政期の訴訟制度について—陣定を中心に—」⁵⁾を公にされた。氏の所論の要点は、一一世紀末から一二世紀前半の「荘園国衙領体制」の確立期に、陣定において官勘状・明法勘文などに補足されつつ実質的訴訟勘決が行われており、この勘決制度が鎌倉期の院評定制、幕府訴訟制度の共通の母胎であり独自の一段階であった、というものである。氏の論は、今後のこの分野の研究の指針として重要な位置を占めることになると思われ、本稿も氏の所論から多くの示唆を得ているのであるが、次に述べる二点において視角上の問題点を感じないわけにはいかない。

一つは、撰関期の訴訟制度がいかに展開して院政期の訴訟制度が出現したかという問題が明らかにされておらず、それゆえ院政期の訴訟制度がいかなる点で独自の一段階であるのかがいまひとつ明確でないことである。もう一つは、権門間の訴訟手続における国衙の役割についてまったく言及されていないことである。公式令訴訟条の「凡訴訟皆従下始」という原則を想起するならば、訴訟における

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向井)

国衙の役割の歴史的展開の検討は、避けて通ることのできない重要な問題であると思われる。この二つの問題点は、氏が分析の起点を院政期に設定されたことに起因している。

氏が院政期独自の相論審理方式として注目された陣定・官勘状・明法勘文そのものは、摂関期以来一貫して認められるものであり、太政官内部に視野を限定してとらえれば、摂関期と院政期の訴訟制度にそれほど大きなちがいを見出すことは困難である。しかし、訴の提起から審理、裁定、判決までの訴訟過程における国衙の役割の変化に着目すれば、一〇～一二世紀中葉から後半の訴訟制度の質的転換はきわめて明瞭に看取される。このように、対象とする時期を一〇～一二世紀に設定し、訴訟過程における国衙の役割の変化という視角を導入すれば、一〇～一二世紀の訴訟制度の一貫した側面と変貌した側面を統一的に理解できるとともに、一〇世紀中葉における訴訟手続の転換の要因を解明する手懸りをも見出すことができると思う。

以下の考察では、一〇世紀初頭から一〇世紀中葉までを前期王朝国家、一一世紀中葉から一二世紀末鎌倉幕府成立までを後期王朝国家とする坂本賞三氏の段階区分にしたがい、末尾に掲げた表を中心にもっぱら各段階の相論裁定手続の制度復元に努め、各段階の裁定手続がいかなる過程と動因によって成立したのかという問題については構想を示すにとどめ詳細は他日を期すことにしたい。

なお、紙幅の都合により、表に掲げた事例については、本文ではとくに典拠を示さず表の番号を記すことにする（事例によっては『平安遺文』の番号、記録の日付を併記する）。

一 前期王朝国家段階の相論裁定手続

前期王朝国家段階の権門間相論裁定手続をもっとも典型的に示しているのは、(8)の正暦二年(九九二)三月十二日大和国使牒である(平二一、三四七)。

国使謹牒 東大寺僧

欲被相对公驗并定御寺所領春日庄田肆町玖段称菟足社并喜多院相妨與福寺状

三町五段百八十步称菟足社田 五段称福寺田

四段称福寺田 五段二百步称福寺田

際、今月七日国符備、被左并官去年十月廿七日 宣旨備、彼寺去三月十九日解備、謹檢旧記、件庄本願聖靈天平勝宝八年十二月十二日勅施入也、爾自以降、專無他妨、而今年三月十五日與福寺牒状備、春日庄内、或称菟足社司所進神田、或称喜多院伝領田、將以進退者、因茲出下、圖帳公驗、令披檢彼寺司先了、然而猶陳可為社領田之由、耕作下種已了、縱件田正為神田者、寺家司与社司相共、依公驗可紮定也、何與福寺横以妨領乎、加以未定理非之間、引率数多之寺人耕作下種、其所競作、甚以無道、然則以此道理、論彼無道、有開乱口舌之事、望請 天裁、早下給宣旨、对向彼此公驗、召問官底將糺理非者、左大臣宣、奉勅宣下知国宰、相对公驗、令并定言上者、国宜承知、依宣行之者、所仰如件、郡宜承知、官人并使相共、且臨田頭、且对檢寺社所領公驗等、依実任理并定、早以言上、但候公家裁定之間、

其坪坪田、暫不可令耕作件社寺人々者、牒送如件、乞衙察之
狀、早相对公驗、欲發弁定、今勅狀、謹牒、

正曆二年三月十二日

使

大掾五百井「一蔭」

東市正藤原「元國」

春日庄田四町九段をめぐる東大寺と興福寺の相論からうかがえる
訴訟の進行過程と、(1) (2)の事例を手懸りに、以下、前期王朝国家
段階の相論裁定手続とその特質を明らかにしてみよう。

A 訴の開始

「彼寺去三月十九日解備……望請 天裁、早下給宣旨、対向彼此
公驗、召問官底將糺理非者」(傍線 a)とあるように、訴は解状の
かたちで太政官に提起される。(1) (3) (4) (5)は、この場合と同じく、
ずれも奏状または解状で太政官に提訴したものである。一〇世紀末
に成立した『北山抄』に「凡依諸国諸寺諸人申請、給官符宣旨事、
皆下弁官」(六)、^(七)「訴訟事^(七)」^(七)とあり、権門寺社の雑多な
申請事項の一つに訴訟が含まれていたことがわかる。権門寺社が太
政官へ訴を提起することは、一〇世紀から正規の手続として存在し
ていたのである。

だが一方で、(5)「東寺伝法供^(家)牒、丹波国衙、…乞也衙察之状、任
官省符并本券文、对勘彼此公驗、欲被賜国判、以牒」、(7)「被去安
和三年三月四日国符到来備、橘貞子愁状備、…望請、被下符在地
郡、任公驗被立券、将絶相論者」、(1)「右田島、得彼寺今年二月十六
日解状備、…乞衙察状、早被任凶帳勘送、且継本願之跡、遂寺家修造、

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向符)

且絶非道之妨、知国郡政理之貴、仍牒送如件者」など、国衙に提訴
される場合もあり、また(2)「元興寺僧支阿大法師、称己墾田以妨領
之、仍頃年以彼公驗経愁刀祢并郡衙」のように、郡衙・刀祢に提訴
されている例もある。

すなわち、前期王朝国家段階において、権門間相論を受理するの
は、太政官、国、郡の各級行政機関であり、訴の提起の方法は一定
していたわけではなかったのである。このことは論所の地種と関係
があると思われる。春日庄田は、東大寺の主張によれば、本願聖靈天
平勝宝八年十二月十二日勅施入」(傍線 b)の官省符本免田であり、
(1) (3) (4) (5)も訴人の主張によると官省符荘である。したがって、官
省符荘本免田が論所の場合、訴を受理するのはもっぱら太政官だっ
たと思われる。それに対して、国郡に提訴されるのは、官省符四至
内新開田(5)、墾田(2)が論所となっている場合だと思われる。こ
のことは、勅施入の官省符荘田の領知権は太政官によって認可さ
れ、四至内新開田や墾田の領知権は国郡免判によって認可されると
いう、領知権の認定主体と密接にかかわっていると考えられる。⁽⁷⁾

B 審理

国衙弁定

東大寺の訴状は、「早下給宣旨、対向彼此公驗、召問官底將糺理
非」(傍線 a)と審理方式まで指定している。東大寺は、双方の
「公驗」を太政官で「対向」し、さらに両当事者を「官底」に召喚
し口頭弁論を行うことを請求しているのである。すなわち後述する
後期王朝国家段階の相論審理で重要な役割を果たす「官底勘状」、

「官問注」は、審理制度として前期段階からすでに存在していたのである。⁽⁹⁾

ところが、訴を受理した太政官は太政官内部で本格的審理を行いはしなかった。太政官は、「左大臣宣、奉勅、宣下知国宰、相对公驗、令弁定言上者、国宜承知、依宣行之」（傍線c）と、論所を管する大和国に宣旨を下し、国衙で双方の「公驗」を審理し「弁定言上」するよう命じている。太政官に提起された相論であっても、実質的な審理は国衙で行われたのである。かかる審理方式はたんにこの一例にとどまるものではなく、前期王朝国家段階を通じて一般的なあり方だった。たとえば(1)「望請官裁、下符国宰、任本公驗、将為寺家之地」、(4)「望請官裁被下公驗彼国、代々国籍本公驗・民部省図勘等、被裁定、断諸百姓姦偽争論」、(4)「太政官符紀伊国司、左大臣宣、奉勅、宜加下知、寺家地与中納言平卿所領四至内、儘可注進者」、(4)「望請、特蒙天恩、賜宣旨於大和国司、相对彼此所带文書、任理弁定、絶後代妨」^(四六)など、すべて国衙に対して「公驗」による是非弁定を命じているのである。

それでは太政官符によって弁定言上を命じられた国衙は、いかにして審理を行ったのだろうか。春日庄田をめぐる東大寺と興福寺の相論の場合、大和国司は東市正藤原元国と大掾五百井一藤を国使に差定し^(三五〇)、「郡宜承知、官人并使相共、且臨田頭、且对檢寺社所領公驗等、依実任理弁定、早以言上」（傍線d）という内容の国符を隨身させ、在地の郡に派遣している。現地に到着した国使は、両当事者から「所領公驗」を提出させ書面審理を行い、一方国使牒

をうけた郡司は論所において檢注し「所在日記」を作成して国使のもとに帖送している^(三四九)。このように国衙では論所に国使を派遣し、国使が郡司を指揮しつつ文書審理、檢注を行っているのであるが、国使が派遣されず郡司に審理・裁定を命じる場合もあった。たとえば(7)「被去安和三年三月四日国符到来傳、橋貞子愁状傳、望請、被下符在地郡、任公驗被立券、将絶相論者、所仰如件、郡宜承知、勘会調度文書、若有理、立券貞名言上者」^(者説カ)。

以上から、前期王朝国家段階の権門間相論裁定手続において、国衙に提訴される墾田や四至内新開田を論所とする場合はもちろんのこと、太政官に提訴される本免田を論所とする場合でも、国衙が実質的な審理弁定を行ったことが明らかになったと思う。太政官に提訴された場合、おそらく「官底勘状」、「明法勘文」、「官問注記」が徴されたであろうが、しかしこの時期の相論文書から太政官内部での具体的な審理内容を検出することは困難である。また記録に残された所領相論の実例はわずか四例(004409)を数えるにすぎない。その理由はたんに相論の量の問題にとどまるものではなく、相論の実質的な審理権が国衙に属し、太政官は国衙の弁定言上にもとづいて形式的な点検を行うだけで裁定していたという、前期王朝国家段階の相論裁定手続の特質のなかにもとめることができよう。

国図勘注

上記の相論裁定手続のあり方は、この時期の相論裁定の客観的基準が何に求められているかという問題と密接にかかわっている。

証拠のうちもっとも重視されるのが権利の存在を証明する「本公

験」であることはいうまでもない。勅施入の場合、「勅書」「官省符」であり、墾田の場合、(2)「慶登所出公験、国郡判明白也」とあるように国郡判であった。この「本公験」に關係文書(調度文書)を添えて提出し審理をうけるのであるが、注目されるのは春日庄田をめぐる東大寺と興福寺の相論で、東大寺が本公験とともに「図帳」(傍線e)を証拠としていることである。この図帳は、本免田の条里・坪付・田数を記入した「田図」であり、国使と寺家使の立会いのもとで作成され、同じものが国衙では「国図」の一部を構成していたはずである。このように訴訟人が「田図」を証拠としていることは、国衙が保管する土地台帳である「国図」と坪付・田数を勘合するという手続が審理の一環として存在していたことを想定させる。

右の想定は、次にあげるいくつかの事例によってうらづけることができる。たとえば(1)「宜仰彼国、令體勘度、度班、具注其条里坪付町段步数、早速言上」、(2)「仍重勘図帳、言上」、(3)「望請 官裁、被下公験彼国、代々、図籍本公験・民部省国勘等、被裁定」、(4)「検案内、件田品者、元慶三年絵図并田籍之面、既注珍皇寺所領之由」などをあげることができる。これらの事例にみられる、提出された訴状や公験に記載された坪付田数と「国図」・「検田帳」に登記された坪付田数との勘合作業は、国田所官人(5)や郡司(1)(2)(6)(9)(11)によって行われ、その結果「国田所勘状」・「郡司勘状」が作成され、裁定の重要な証拠資料となるのである。¹⁰⁾

以上において、前期王朝国家段階の権門間相論審理手続の中心

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向片)

が、国衙の書面審理(公験対検)と「国図」勘合であったことを明らかにしたが、このことはこの時期の相論裁定手続と坂本賞三氏が明らかにされた免除領田制が無関係ではないことを示唆している。坂本氏が免除領田制と名付けられた官省符荘の不輪認定手続の要点は、(一)国司交替ことに荘園領主は荘田の坪付・田数を書き出し収公免除を国司に申請する、(二)申請をうけた国司は、田所官人に命じて申請文書を基準国図と照合させ、免田面積、現作面積を朱注して国司に答申させる(田所丹勘)、(三)国司は田所丹勘にもついで免除の国判を与える、というものである。これまで述べてきた国衙の相論審理手続ときわめて酷似していることに気付くだろう。

前期王朝国家段階の国家支配の特徴は、中央政府が各国司に国内支配における行政上の大幅な裁量権を委譲し、中央政府は「諸国条事定」や「受領功過定」¹³⁾などを通じて間接的に国司支配を統制・拘束していたにすぎなかったことである。それを土地政策、対荘園政策に限って言えば、国司は固定された公田数を維持するための検田、勸農権を全面的に獲得し、権門寺社領荘園に対しては検田、収公、免除を通して統制を加え、自由な大土地所有の展開を抑止するとともに、その規制の枠内で権門寺社の荘園支配を保障、擁護する役割を果たしていた。¹⁴⁾かかる荘園に対する国衙の規制と保護は、具体的には「基準国図」に登記、確定されている地種・坪付・田数を基礎に行われたのである(免除領田制)¹⁵⁾。国衙が実質的相論審理権を有し、審理の客観性を保証する基準が「基準国図」であるという前期王朝国家段階の相論裁定手続の特徴は、荘園支配に対して国衙

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について（下向井）

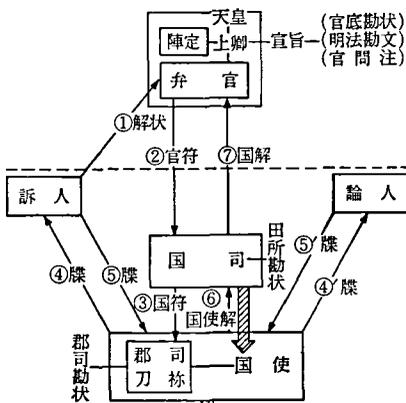
が強力に規制・保護を加えるこの時期の対荘園政策の一環として理解できるだろう。

とすれば、前期王朝国家段階の権門間相論裁定手続の成立の問題も、延喜初年の一連の土地制度改革（基準国図の作成、免除領田制、国司検田権の獲得、国司免判の成立）の一環として把握する必要がある。この問題については別の機会に譲らざるをえないが、王臣家が私的に田宅相論を弁定することを禁圧し、国衙相論弁定権を再確立することを意図した寛平八年四月二日官符、土地所有・利益関係を再掌握するため諸国司に命じて全国的規模で土地調査を実施させ（検田、公験審査による公田・免田・治田の区分、本主の確定）、その結果を百日以内で言上することを義務づけた延喜二年三月十三日官符（いわゆる延喜荘園整理令）がそのさい注目されることになるだろう（〔図三〕）。

C 判決

春日庄田をめぐる相論において、大和国に下した官宣旨は、「奉勅、宜下知国宰、相对公験、弁定言上」（傍線c）と命じ、それを行うた国符は郡司に「但候公家裁定之間、其坪坪田、暫不可令耕作件寺社人々」（傍線f）と指令している。すなわち訴訟人の提出した公験を審理し、「国図」との勘合を終えると、国衙はその結果を太政官に報告し、太政官では国衙が言上してきた審理記録によって簡単に覆審して「公家裁定」が行われたのである。判決は官符・官宣旨のかたちで当事者および国衙に布告され、国司によって執行されたと思われる。勅施入の本免田の場合、右のようにして判決が下

<図1> 前期王朝国家の所領相論裁定手続



← 文書の伝達ルート

①-⑦ 文書伝達の順序

▨ 使者の現地派遣

論所が墾田・官省符荘内新開田の場合、訴訟手続はより下の部分で完結する。その場合は解状は国司に提出される。

されたが、四至内新開田や墾田を論所として国郡に提訴された場合、国郡判が判決文ということになる。たとえば(5)「任官省符并本券文、对勘彼此公験、欲被賜国判」。

二 後期王朝国家段階の相論裁定手続

荘園公領制の本格的形成期にあたる一一世紀後半から一二世紀にかけての時期は、権門寺社相互間の所領相論が激増するばかりでなく、相論そのものの性格、形態も変化し、それにもなつて相論裁定手続のうえにもいちじるしい変化がみとめられる。(切)を二見するだけで、次の三点において注目すべき傾向を読みとることがで

きる。第一に、訴はすべて太政官に提起されており、国または郡に提起されている事例がまったくないということ、第二に、太政官が受理した訴は、すべて太政官内部で「官底勸状」、「明法勸状」、「官問注記」、「官使注文」など種々の審理手段によって裁定されており、国衙が一個の審理機関として登場することがまったくないということ、第三に、かかる変化が寛徳をそう下らない時期にはじまっているということ、である。現象面で確認できるこれらの諸点だけでも、後期王朝国家への転換にあたって従来の相論裁定手続に重大な制度的変更が加えられたことが想定されよう。

A 訴の開始

訴は、解状または奏状の形式で太政官に提起される。解状を受理することによって相論は太政官に係属し、以後の手続は天皇・摂関の裁可にしたがいながら直接的には上卿の指揮のもとに進行していく⁽¹⁷⁾。

解状を受理した太政官は、訴状の内容を引用して「子細言上」を求めめる官宣旨(問宣旨)を論人に達達し、陳弁する機会を与える。「問宣旨」をうけた論人は、訴人の主張を論難攻撃し、自己の立場を弁護主張する陳状(宣旨請文)を太政官に提出する。こうして、太政官(その窓口である弁官)を媒介として両当事者の間で訴陳の応酬が二度三度ととりかわされ(二度目を訴状を「重状」という)、その過程で争点が明確にされ双方の主張とその根拠が整理されて審理がはじめられる。⁽¹⁸⁾「長治元年十一月之比、称天台末寺、放使者雖押領、子細経奏聞之処、延暦寺被下問宣旨、以其陳状、於官庭被

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向井)

対決文書」は、この過程を簡潔に示す史料である。

弁官が「問宣旨」で訴陳を媒介する後期王朝国家段階の訴の開始のあり方は、相論の量的増加ともあいまって弁官局の役割を飛躍的に増大させていくことになる。

B 審理

訴陳の応酬によって両当事者の争点と主張の根拠が明確になると、訴は公卿の最高会議である陣定の審議に付され、相論の内容・性格に即してどのような手続で審理裁定すべきであるかが討議される。

⁽¹⁹⁾ 參陣定、前和泉守雅隆、与藤原家明、相論大和国領事、宰相中将、下官、新中納言、召証文重可被比、民部卿、勅定、中宮大

夫、付官勸状可被定行者、定文直付上卿^(二百条)

⁽²⁰⁾ 大臣仰官人召取文云、次第下之、史乘燭、大弁開文統之、一、

鴨御祖社司与吉田社司相論御供田四段間、吉田社司申云、(中略)、鴨司申云、(中略)、右宰相中将成通朝臣発語定申云、

以両方所進文書、被下法家、理非勸決後、可被裁許歟、内大臣、民部卿^能、新大納言行^能、右衛門督^能、左兵衛督^能、中宮權大夫忠宗、左宰相中将^能、左大弁実光等皆同之、

下官独申云、所論賀茂吉田河社司各募於神威、所進長和寛仁二歳符、共出自論言、理非難決、左右争定、先於官底対問論人、比校官符、其後可被裁許歟^(二百条)

まず⁽²¹⁾例では、すでに「文書対決」が行われ、その結果作改された

「官勘状」が陣定に提出され、それをもとにどのように裁定するか
が討議されている。意見は、(一)両当事者に「証文」を提出させ、も
う一度文書対決をする（おそらく案文による文書対決だったので、
あらためて正文を提出させて厳密に審査しようというのであろう）、
(二)天皇の裁定に委ねる、(三)すでに提出されている「官勘状」にもと
づいて裁定する、と三つにわかれた。

(四)の御供田四段をめぐる鴨御祖社と吉田社の相論は、双方の訴陳
状が出揃ったところで、陣定にもこまれている。ここでは以後の
訴訟進行において採用すべき審理方式をめぐって真二つに意見がわ
かれた。内大臣藤原宗忠はじめ権中納言源師時を除く出席者全員
は、法家に理非を勘決させて（法家勘文）裁許すべきだと主張した
のに対し、ひとり源師時だけが「論人」を「官底」に召喚して対問
し（官問注）、双方の提出した「官符」を「比校」し（官底勘状）、
しかるのちに裁許すべきだと主張している。

このような陣定の審議のあり方から、後期王朝国家段階では相論
裁定のための単一の審理手続は存在せず、「官底勘状」、「明法勘
文」、「官問注」さらには「官使注文」などいくつもの審理手段が並
存しており、陣定で相論の個々のケースに即していかなる手段で審
理裁定するかが討議されたことがわかる。それは必ずしもスムーズ
にはこんだわけではなく、公卿間の利害もからんでしばしば厳しい
対立のなかで選択されたようである。(四)で源師時は、他の公卿が明
法勘文方式を主張した理由を、「諸卿無心併在吉田方、皆是為氏人、
其程可然歟」と記している。

ともかく、太政官に係属した相論は、公卿の最高会議である陣定
で討議決定された審理方針にもとづいて上卿の指揮のもとで進行
し、最後にまた陣定で裁定され官宣旨（裁定宣旨）で判決が布告さ
れるのである。後期王朝国家段階の陣定の審議事項のなかで、諸國
申請雑事とともに相論がいかに大きな比重を占めていたかは、「有
陣定、内府并右或諸国条事、或人々訴訟」（甲右記天仁元年）、「申時許
参内、是依有陣定也、或人々相論事、或法家勘文、又太宰府解状
十余通被食議」（七月廿三癸未）の記事がよく示している。他の雑多
な審議事項が重要ではあるがますます定型化・ステロ化していくな
か、量的にも増加した相論のすべてが太政官にもちこまれること
によって、陣定はしだいに訴訟機関としての性格を濃厚にしていっ
たのである。

それでは、陣定において相論審理手続として登場する「官底勘
状」、「明法勘文」、「官問注」、「官使注文」は、それぞれいかなる役
割を果たし、相互にいかなる関係にあったのだろうか。

官底勘状

(一)「於官底可令沙汰是非」（六月廿）、(二)「於官底対校左右文言」、
(三)「於官底被対決文書」、(四)「於官底被比校文書」、(五)「於官底被
勘決理非」などの常套句が示すように、相論における審理の中心は
「官底」での「文書対決」であった。上卿の指示で行われるこの
「文書対決」の結果は、「官底勘状」のかたちで答申される。そし
てこの「官底勘状」は、たとえば(六)「以仁平元年、重被下宣旨云、
任官勘状宣下先畢」、(七)「先於官底対問論人、比校官符、其後可被

裁許歎、⁽⁴⁾「件事官勘状并明法勘文俱存、不可別議候歎」^(五)四月廿などの史料が示すように、しばしば判決の直接の基礎になっていた。にもかかわらず、従来この問題についてはほとんど注目されたことはなく、櫻橋氏も「官勘状と明法・検非違使勘文の別については必ずしも明確ではない」と、深くは追究されなかった。

ここで二つのことが問題になると思う。一つは「官底勘状」として答申される「文書対決」の内容と役割であり、もう一つは、「文書対決」を行い、「官底勘状」を作成する機関である。

「官底」での「文書対決」は、訴陳の応酬が行われた後、日時を決め双方に証文を進上させて行われる。⁽²⁾この「文書対決」の内容に關して比較的良好に伝えている史料に、寛治七年（一〇九三）十二月廿五日官宣旨に引かれた官底去寛治六年九月十九日勘状⁽³⁾（三四七）がある。それによれば、まず「寺家所進宣綱文書」に対して、「但無国与判、不副直文書」、「而件絹七疋字頗似他筆」、「件字同似他筆」、「端奥之枚、頗似別紙、随亦統日年号之処、無請印」などの勘注が加えられ、「件等条非無疑殆」と判定している。それに対して「保房所進文書」（これは手懸文書である）については、「郷郷司与判」、「請国判」、「其由国郡司并在地刀祢等加証署」と正当な手続で処分・売与されていることを確認し、さらに三回にわたって保房の領掌を正当とする宣旨⁽⁴⁾判決が下されていることから、「如件等文者、保房相伝領掌之趣、似無疑殆」、「謂其相承、似無違乱」と判定した。すなわち、「官底」での「文書対決」とは、訴論人の所進文書について、与判・請印の有無、筆跡、改竄の有無、料紙な

どにわたって厳密に真偽鑑定を行うことだったのである。所進文書が官符宣旨の場合、「且尋出彼文書、且就官庫符案、可被決真偽矣」⁽⁵⁾（八五四）、⁽⁶⁾「符案皆在官底、被比校時真偽無其隠歎」などに明らかのように、「官底」に保管されている「符案」（官符宣旨の案文）と照合して真偽鑑定が行われた。

寛治六年の官底勘状でさらに注目すべき点は、第一に律令格式を援用した法的判断を行っておらず、もっぱら文書そのものの真偽鑑定に終始していることである。この点が後述する明法勘文と決定的に異なる特徴である。第二に、「但実遠、信良等処分文、依為案文、暗難弁決、被相尋彼正文、可有裁定歎」、「且被尋問子細、且召彼処分正文、下給法家、可被勘決歎」と、正文保持者と目される人物の証人尋問（官問注）、法家による正文勘決（明法勘文）によってさらに厳密な審理を行うよう勘申ししている。すなわち官底勘状は、審理方針についての意見も含み、以後の審理方式を大きく規定するものであったといえる。

では、この「文書対決」はどこで行われ、「官底勘状」はいかなるスタッフによって作成されているのだろうか。この問題を考えるうえで鍵となるのは、これまで無規定のまま使ってきた「官底」の語である。そこで「官底」の語をいくつか拾ってみよう。

。就符案被尋問官底本省、何有其隠⁽⁷⁾

。件十三通文書、留官底、未返賜本寺矣⁽⁸⁾（八五二、一〇〇九）

。玉瀧柚法家勘文在官底⁽⁹⁾（〇七八）

。仰云、河内守任符捺印之後、暫可令候官底之事仰日上⁽¹⁰⁾（貞徳三年四月

月十五
日案）

○左中弁来言、大嘗会事官、底無前例文者（小右記寛弘八年八月十八日案）

○左頭中将下給讚岐申延任文、須下給官、底令統文（小右記万寿三年三月廿九日案）

○亦云、東大寺歟別当觀真放返抄事、彼時請返抄者、同国二枚、（再）雨返抄也、…余云、彼時觀真署印文候官、底歟（小右記長元四年二月廿六日案）

○符案皆在官底、被比較時真偽無其隱歟（再）

○於事切了書者、尤可候官底歟（玉葉深安三年十二月七日案）

右の用例から、「官底」が「符案」「証文」「明法勘文」「任符」

・「大嘗会前例文」・「封戸物」返抄・「延任文統文」・「事切了書」

（審議完了の一件記録）など、非常に多岐にわたる膨大な官文書群

を収蔵する収蔵庫であったことが判明する。

かかる官文書群の収蔵庫といえは、弁官局が管理する「官文殿」

をおいて他にあるまい。すなわち、官文殿は「年中所給宣旨官符本

書草案及臨時所々行事記文等、全納文殿、須令勘抄」（親禁符書抄）（六長科四年八月一日）の記事にみえるように、「宣旨官符」・「行事記文」などおよ

そ太政官が一年間に作成するすべての文書を収蔵しており、それら

の文書は文殿長案・統文・例文のかたちに整理され、「朝儀」の参

考資料として利用されたのである（毎有朝儀已備拠勘、尤為要須」（親禁符書抄）（延七永）。とすれば、「官底」とは「官文殿」にほかなら

ないということになるが、この想定は次の史料によって確認するこ

とができる。

（4）余申云、天台四至定有官符歟、可令尋勘彼官符、…又官符長案

在官底歟（八日案）（十二月廿）

經頼云、天台四至官符令尋文殿、不能尋出（十二月廿九日案）

ここにみえる「官符長案在官底歟」という語問と、それに対する

「令尋文殿、不能尋出」という答申は同じ事柄についてであるか

ら、右の記事から「官底」が「官文殿」であることは疑問の余地は

ない。

以上、「官底」の語に着目することによって、所領相論の審理の

中心である「文書対決」が、官符案文や過去の審理記録（事切了

書）を保管している「官文殿」で行われたことが明らかになった。

ところで、「文書対決」は「官底勘状」のかたちで答申されるの

であるから、「官底」は「文書対決」を行い「勘状」を作成・答申

する文書審理機関としての側面をもっていたことになる。官文殿に

ついて「延喜式」（天政）には「凡左右文殿公文者、史一人永勾当、其

預左右史生各二人、毎年二月相替」とあり、また『西宮記』（延喜式）

に「官文殿別当史（以大史為別当）」とある。すなわち官文殿はたんに

収蔵庫であるにとどまらず、「文殿別当」（大夫史が担当）、「預」

（史生が担当）、「使部」など弁官局に所属する専属職員を有する機

関だったのである。

朝廷の行事・儀式を執行し、諸国諸司諸寺社諸人から太政官に提

出される種々雑多な申請（報告・陳情・許認可申請等）を決裁する

場合、上卿は行事や申請の内容に応じて関係諸司諸道に先例その他

を勘申させ、執行や決裁の参考資料にするのであるが、なかでも膨

大な官文書を類別保管している弁官の勘申事務はきわめて多岐にわ

たっていた。記録に「官勘申」の記事が散見され、いくつつかの「官

文殿勘文」の実例が残っているが、かかる勘申事務を担当したのが
ほかならぬ「文殿別当」、「預」ら弁官局の文殿専属職員だったので
ある。『伝宣草』(弁官部)の「弁官史生」の項の宣旨発給手続をみる
と、上卿が弁官に先例を調査報告させる「官勘申」が「文殿勘文」
に依拠していたことがわかる。いま、官文殿勘文の実例から文書形
式を一般的に示すなら、

文殿

勘……………事

右官勘申先例者、引勘文簿之処、……………仍勘申、

年月日

右史生某
左史生某

ということになる。差出人の左右史生が勘文を作成した官文殿預
である。

以上によって、「官底」||「官文殿」が、そこに蓄積された膨大
な官文書によって先例を勘申する機関であったことがわかったと思
うが、注目されるのは相論における「官底勘状」もまた「官勘申」
として答申されていたことである。このことを端的に示すのは、

仰云、早以先日返給憲房朝臣後家之公驗、於官底可令沙汰是非
者(六月廿)

官勘申榎並庄四至内 (七月廿)

という連続する二つの記事である。したがって「官底勘状」は、官
文殿職員が勘申する「官文殿勘文」の特殊な一形態であったとみる
ことができるだろう。官文殿職員が勘申する多様な事項のうち、性

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向井)

質上はやくから定型化・ステロ化が進行していたと考えられる行政
上の申請事項や行事に関するものは、続文などによりつつ先例を勘
申する官文殿勘文という形式をとり、一方つねに問題が個別的で利
害が鋭く対立しステロ化することを許さない相論における「文書対
決」の勘申は、とくに他から区別されて「官底勘状」という形式を
とったと考えておきたい。

これまでの論述から、相論審理の中心である「文書対決」が「文
殿別当」、「預」ら弁官局の実務職員によって、官文殿に蓄積されて
いる関係書類と照合しつつ行われ、その結果が「官底勘状」として
上卿に勘申されたことが明らかになった。相論の増加にともない、
弁官||文殿はますます「文書対決」機関としての役割を増大させて
いくのである。

明法勘文

寛治六年九月十九日官底勘状⁶⁸は、「且召彼処分正文、下給法
家、可被勘決歟」と勘申している。官文殿から徴する官底勘状とは
別個に明法家に勘申させる明法勘文があったのである。そして⁶⁹
「任法家勘文并前皇太后宮職契状、為鴨御祖社領」、⁷⁰「以両方所
進文書、被下法家、理非勘決後、可被裁許歟」などの記事が示すよ
うに、明法勘文は官底勘状と同じく判決の基礎になっている。

それでは、相論審理における明法勘文と官底勘状とはいかなる関
係にあったのだろうか。具体例を通して明らかにしてみよう。

⁷¹撰津国長落御厨をめぐる鴨御祖社と故皇太后宮職の相論は、康
和四年(一一〇二)と同五年の二度にわたる明法博士中原範政勘状

を基礎に裁定された。この相論は、職家が東大寺の要請をうけて以前に鴨御祖社領栗栖野郷田と相博した長渚御厨の悔還を請求したものである。職家の訴に対し鴨御祖社司惟季は、「今尋律条、買馬牛立券之後、有旧病者、三日内聴悔者、拠此文、至馬牛者、売買之後有旧病日、雖有悔法、於他物者、無有悔法、以此謂之、職家の訴似無理致」と雑律を援用して職家の返還請求の不当性を主張している。それに対し明法博士範政は、「延暦十四年四月廿七日格」、「義解」、「雜律」を引用して「売買之後輒不可改正也」、「売買畢之後、不可悔還」という判断を示し、鴨社の主張を支持する勘状を提出している。

㉟大和国山口、相模国早川庄の相統をめぐる大江仲子と同有経の相論における明法勘文は、「山口、早川庄牧等、公仲初讓与有経、後改宛他子、如戸律之説者、処分之後不悔還法、依闕律之文者、子孫不可違執教令、然者公仲設雖改定、有経豈可違執哉、爰有経所進公仲惣勿分目録案云、依経広之命、処分有経了、言件目録、依為案文、難備勘決」というものであった。ここでは、遺領相統と悔還の問題を明法勘文は「戸律之説」と「闕律之文」を援用して解釈しようと試みている。

㊱保安四年(一一二三)九月十二日、伊賀国玉瀧袖内柄田、予野、真木山三ヶ村をめぐる東大寺と国司・平忠盛の相論において徴された明法勘状は、「養老七年格」(「三世一身之法」)、「天平十五年格」(「墾田永世私財法」)を根拠に「国司之収公、忠盛之虜領」の不当性を主張する寺解に対し、格を引用した部分に「方今引檢格、

無有相違」という勘判を付し、全体としては「寛平八年四月二日格」、「統日本紀第十云、天平元年十一月癸巳、太政官奏」を引用して勘判を加えている。

右の三つの事例から、とくに明法勘文が徴されるのがいかなる性格の相論であったかがほぼ察せられよう。㉟㉟は悔還を請求する相論であり、㉟は遺財処分、相統をめぐる相論、㉟㉟は訴陳状が自己の主張を根拠づけるために律令格式を援用している相論、である。これらの相論に共通して指摘できる点は、いずれの場合も所進文書の真偽鑑定だけでは裁定しえない性格の相論であり、裁定のため律令格式を根拠とする法解釈が要求されているということであろう。

すなわち、明法家から明法勘文を徴するのは、前記の如き明法家の法解釈を不可欠とする特殊な所領相論であったと考えられる。したがって、証文の真偽鑑定によって解決しうる相論の場合、もっぱら「官底勘状」にもとづいて裁決されたとみてよからう。

なお、明法勘文には罪名勘文、着鉢勘文、役畢勘文など種々あり、所領相論に関するものは広汎な目的で徴される明法勘文のほんの一部にすぎない。また明法勘文が前期王朝国家段階から存在したことはいうまでもない。³⁰⁾

官問注記

官底勘状、明法勘文とともに裁定の基礎になったものに「官問注記」がある。

既述した藤原保房と金峯山寺・大中臣宣綱の相論においても「官問注」が行われた。すなわち、文書対決の結果、保房相伝文書は「疑

殆^レなしと判断されたが、それは案文だったので官底勘状は「暗難弁決、被相尋彼正文、可有裁定歟」と答申した。そこで保房の兄隆経に所領を亮与した当麻三子を召喚し、伝領から沽却までの経緯や宣網の主張の真偽について尋問したが、「官問注当麻三子申詞記」である。この当麻三子の申詞によって、「延綱領掌似無理致」と官底勘状の判断を再確認し、「停止金森山寺妨、令保房領知」という内容の判決―宣言が下されたのである。

もう一例あげれば、天承元年（一一三一）の鴨御社と吉田社との相論における陣定で、源師時は「所論賀茂吉田社者司各募於神威、所進長和寛仁二歳符、共出論言、理非難決、左右争定、先於官底対問論人、比較官符、其後可被裁許歟」と述べている⁽⁴⁾。双方ともに「官符」を基礎に領知権を主張しているところから、書面だけでは「理非難決」として訴論人の「対問」を提案しているのである。

右の二例から、「官問注」は、官文殿の文書対決―官底勘状だけでは審理不十分と判断されるような場合、それを補うため直接当事者または証人を太政官に召喚して尋問することであったということができよう。

官問注も文書対決と同様弁官局の職員によって行われた。『新任弁官抄』^(從後百三)の「官問注」によれば、

訴訟決断之類無止大事、弁官奉勅就問其所、官庁中可然之所也、或可然諸司屋弁一人大夫史文章生史料^(執筆)、史生等着座、召人隨品秩設座、弁問之、史記之、問日記清書、了弁以下加署名、訴人同署、加兩方文書申上之、…常途ニハ史許所着問也、非大

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について（下向井）

事者弁不着之、

とある。官問注が「官庁中可然之所」か「可然諸司屋」で、弁・大夫史・文章史・史生らによって行われたこと（弁が尋問し、史が筆録）、召人の身分によって座が違うことがわかる。そして注目すべきは、弁が出席するのは「大事」のときだけで「常途」の場合大夫史以下で行われたことである。大夫史が尋問し史生が召人の答弁を筆録したのが「官問注申詞記」である。「官問注」は「文書対決」と同様、弁官局の文殿専属スタッフによって行われたのである。官問注は後期王朝国家段階に入っではじめて出現したのではなく、以前から行われており、また所領相論だけについて行われたわけでもない⁽⁵⁾。

官使注文

論所の檢注が必要な場合、太政官は直接官使を派遣して檢注させ、前期王朝国家段階のように国郡機関に委ねることはない。

たとえば、寛治五年（一一〇九）にはじまる東寺と成願寺の川合荘をめぐる相論では、

任官使弁大神宮注文兩方調度文書等、令勘申彼此理非、…如官使注文者、何在國於注論田之時、雖下成願寺之使、已无副東寺之使^(三四一)

とある。現地に派遣された官使が相論当事者の使を論所に召喚し檢注を行い、その結果を記録した官使注文が訴論人の提出した調度文書とともに理非勘決のもっとも有力な証拠となっている。同様の事例に、天仁元年（一一〇八）六月九日の陣定で「官使注進大神宮神

戸伊賀国六ヶケ山与興福寺末寺伝法院領相論事、太神宮領頗有理歟」と定められ、官使注文が判決の有力な判断根拠になっている事実がある⁶³。

官使注文が、官底勘状や明法勘文とともに相論裁定の基礎になっている事例は他にも⁶⁴「任勅書絵図官使注文官勘状等、被免除撰津国河辺郡字猪名庄田四至内田島等」^(平五一)、「件庄者、任天平勅施入并官使檢注、元永官底勘状、公卿僉議、代代国司裁判等、如旧可為寺領之内、去久安三年被下宣旨了」^(三七一)などをあげることができる。

官使檢注は所領相論においてつねに行われるというものではない。官使が論所の檢注に派遣されるのは、双方の所進文書の証拠能力はみとめられるものの、⁶⁵「件両寺相論之地、互注坪付、須致其訴也、然而不注条里坪付、暗称往古領地」「相論之地難知坪付」^(三四一)の記事が示すように、論所の坪付が不明確だったりして、文書対決、官問注などでは正確な判断が下せない場合であったと思われる。

C 判 決

判決は陣定の審議を経て「官宣旨」^(二)裁定宣旨^(三)の形式で、當事者および所管国衙に対して布告される。

63 左弁官下伊賀国

応任応徳元年宣旨、停止大中臣宣綱妨、令藤原保房領掌管名

張郡内字矢河・中村所領事

右、…権大納言源朝臣師忠宣、奉 勅、宜仰彼国司、停止宣綱

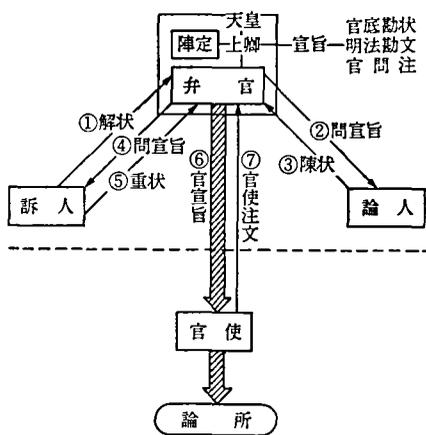
妨、任去応徳元年宣旨、令藤原保房領掌者、国宣承知、依宣行之^(別紙)
^(三四一)
^(一三〇四)

これが判決文の典型であるが、宛所が国司であっても国司が判決を執行するわけではない。この判決は「任先宣旨、如本保房可領掌之由、被下 宣旨畢、随光季（＝官使部）為使罷向件在地、令下知宣旨之間、金峯山寺先達法師原、率数多徒類、不承引件宣旨」^(三四一)という関連史料からもわかるように、太政官から派遣された官使によって布告・執行されている。判決が官使による執行なしには実効性を有さなかったことは、⁶⁶「任先宣旨、停止彼此妨、可領掌寺家旨、重被下宣旨了、雖然依不被差下官使、未致其沙汰」の記事が端的に示している。官使による立券がすなわち判決の執行だったのである。

後期王朝国家段階に入って与えられた裁定宣旨が、他者の侵害に対して領有権を鞏固に保証したことは、たとえ⁶⁷「望請天恩、早任前、宣旨状、被下遣官使、停止国房朝臣横妨」⁽⁶⁾「望請 天裁、被下宣旨、任先符旨、賜官使、致沙汰」^(三七一)など、訴人がもちだす最高の根拠が過去の施入の事実ではなく最近の相論における裁定宣旨であり、中央政府の裁定の根拠もまた同様であったことから明白である。すなわち、後期王朝国家段階では、裁定宣旨が「規模之証文」⁽³²⁾として判決の客観的根拠となったのである。

こうして、後期王朝国家段階では中央政府が相論裁定を通じて荘公間あるいは荘園相互間の領有関係を確定し、荘園公領制的関係を創出していく役割を果たしたと評価することができる。⁶⁸「但彼寺

称 勅施入、此庄又官省符也、雖有先格、依後符被改易、最前之例也、然則早被下 宣旨、將隨裁断、(4)「元来為寺領者、不從改易之由、具于格制也、但新下 綸言、被檢注之地者、須仰 當時之裁定」、(5)「後符破先符者例也、望請 長者殿下裁、任次第文書理、早令停止有經之妨、可令仲子領掌之由、被下 宣旨」、(6)「早付社領寺領各本券文、遣下御使、被改別四至勝示者、永為神寺領後代公驗款」などの一連の事例から、中央政府の相論裁定が、「宣旨」にもとづく官使の四至勝示を通じて、現状から遊離しつつある前期王朝国家段階の固定された領有秩序(「基準国図」の公田・免田記載)を積極的に清算し、現状に即した新たな領有秩序を形成して



← 文書の伝達ルート
 ①-⑦ 文書伝達の順序
 ⇨ 使者の現地派遣
 書面審理だけで十分な場合、より下の手続は省略される。

〈図Ⅱ〉後期王朝国家の所領相論裁定手続

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について (下向井)

いく役割を果たしたことは、十分にうかがえると思う。このようにみるなら、後期王朝国家段階の相論裁定手続の問題は、この時期の中央政府の対荘園政策との関連でとらえなければならぬと思う。この点についての本格的検討は別の機会に譲ることにし、ここでは今考えている構想を述べるにとどめておきたい。

後期王朝国家段階に入って注目される土地政策上の転換として、国司検田権と免除領田制に象徴される国司による荘園統制の弛緩と、それにかわって出現する国司初任例状官符(宣旨)にもとづく官使による一國檢注と荘公区分の確定をあげることができる。すなわち新任国司の申請によって派遣される官使の檢注・立券を通じて、中央政府は直接荘園に対して統制・保護を加えることになり、国衙独自の荘園統制権は事実上中央政府に吸収されることになるのである。相論裁定手続において、国衙が審理権を喪失するのも、かかる政府の対荘園政策転換の所産であったと考えられる。相論裁定を含む対荘園政策転換の画期を、私は寛徳荘園整理令とそれにつづく延久荘園整理令に求めたい。ここではとりあえず「抑寛徳已往田地園圃、以国司判申請之輩、各蒙裁許、傍例多存、；然而諸国宰吏偏事対押、不濟封戸、収公寺領、；因茲前別当永親注撰津国猪名庄、如本凶免立之由、經奏聞之時、遣実檢使勸勒子細之処、四至内併可為寺領之由、官使并在序官人等相共依実檢言上」(平四一)をあげておこう。

この問題と関連して、後期王朝国家段階の土地政策を象徴すると思われる官使の派遣目的を分類してみると、

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について（下向井）

(一) 国司初任例状官符（宣旨）にもとづく一國檢注（荘公区分の確定、新立荘園・加納の停止）

(二) 国司荘園間相論の実検

(三) 国司による荘園取公の停止、四至勝示

(四) 荘園間相論の実検

(五) 荘園間相論の判決の執行

(六) 立荘

に、大づかみに区分しうる。⁽³³⁾この官使派遣は、荘園公領の上に君臨する中央政府の全国支配を具現するものであり、権門寺社の荘園支配の確立にもなつて弱体化してきた国衙権力を援護する役割を果たすとともに、他方、荘園対国衙、荘園相互間の対立を調停しつつ、「宣旨」にもとづく四至勝示を通じて荘公間、荘園相互間の区分を明確にし、荘園公領制の確立を促進する役割を果たしたのである。

展望―むすびにかえて―

律令国家は、郡から太政官までの行政機構をそのまま訴訟機関として利用し（公式令訴訟条）、田宅訴訟は当事者から提出された「公驗」と「班田図」の照合によって審理裁定することになつていった。しかし九世紀後半、王臣家による庄濫立と田宅相論の自力救済が活発化し、班田制の崩壊によって相論裁定の客観的基準を喪失すると、国衙レベルの田宅相論裁定権は急速に瓦解していった。かかる律令訴訟制度解体の危機を克服するため、寛平～延喜の国制改革

の一環として国衙相論弁定権の再建強化が企図されたのである。

この改革によって出発した前期王朝国家段階の権門間相論裁定手続の特徴は、国衙の審理権がきわめて強力だったことである。国衙が受訴する墾田の相論はもちろん、太政官が受訴する官省符荘田であっても国衙で実質的審理が行われ、太政官は国衙の審理報告に依拠して受動的に裁定したにすぎない。国衙の審理手続で重要なのは、公驗の真偽鑑定とともに国郡が保管する基準国図との照合作業を行っていることである。かかる審理手続は、国司檢田権と免除領田制を軸に国衙が荘園に保護と規制を加える前期王朝国家段階の対荘園政策に通じるものであり、さらには国衙に広汎な国内支配権を委任していたこの段階の支配体制の特徴と合致する。

前期王朝国家段階では荘園の不輸範圍は本免田に限定されていたが、現実には本免田の外部に拡張された新開田の不輸が国司の裁量によって黙認されることが多かった。ところが長久の造内裏役賦課を契機に、かかる慣行は大きく打ち破られる。すなわち、国衙は「新宣旨」を背景に従来の免除部分に対して新儀に造内裏役の賦課を強行してきたのである。この賦課は、予想外の結果を招くことになつた。「宣旨」にもとづく国司の賦課の強行に対抗するため荘園側は個別的に収公免除・四至勝示の「宣旨」を中央政府に直接申請するようになるのである。⁽³⁴⁾ここに基準国図を基礎とする従来の国衙の荘園統制権は大きく崩れ、新たな荘園政策の構築がさしさまった課題として提起されるにいたつた。この課題に対する政府の回答が、寛徳とそれにつづく延久荘園整理令であった。寛徳以後、荘園の収

公・免除は、国司交替ことに新任国司の申請にもとづいて中央政府が派遣した官使の檢注によって確定されることになる。⁽³⁵⁾かくて荘園公領の上に君臨する超越的権力としての後期王朝国家権力が創出されていくのである。

後期王朝国家への転換とともに、国衙は基準国衙との照合作業を中心とする相論審理権を喪失し、中央政府が訴の受理、審理から裁定まで一貫して行う相論裁定手続に転換した。

この転換は、太政官機構に少からぬ影響を与えることになった。陣定は、一般行政や行事に関する討議事項が定型化していくなかで、最高の裁判機関として重要な役割を果たすようになる。また弁官局は、(一) 訴論人への訴陳状の送達、関係機関(文殿、明法博士)への審理の指令、判決の布告など、訴訟進行過程における(官)宣言⁽³⁶⁾「発給事務の増大、(二) 文殿の勅申事務(官底勅状)の増大、(三) 論所の実検・判決の執行など弁官局下級官人の地方派遣(官使)の増加により、訴訟事務処理機関としての性格を急速に強めていく。ちょうどこの時期官務家小槻氏が成立し、官符にかわって(官)宣言⁽³⁷⁾」が政府発給文書の中心を占めるようになるのは、右の如き弁官局の訴訟事務量の急激な増加と無関係ではないだろう。

このように、後期王朝国家段階では国衙対荘園、荘園相互間相論の激増という新たな事態に対して、陣定―弁官という旧来の太政官機構の枠組になんら変更を加えることなく、それらを訴訟機関に積極的に転化することによって対応し、裁定を通して荘公、荘園間の区分を確定し荘園公領制の形成を促進していったのである。太政官

機構が、中世的支配関係の形成に桎梏となったのではなく促進的役割を果たしたところに、後期王朝国家の独自の意義を見出すことができるのではないだろうか。そしてこの時期に確立した陣定―弁官―文殿を軸とする訴訟制度が、鎌倉期の院評定―文殿庭中(京都)、評定会議―問注所(幕府)の共通の母胎となったといえるのではないだろうか。

註(1) 「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』)

(2) 「平安・鎌倉初期の記録所について」(日本歴史31)

(3) 「平安時代末期の内乱」(『日本史を学ぶ』 2 中世) 所収)

(4) 「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(日本史研究 139・140)

(5) 日本史研究 194

(6) 『日本王朝国家体制論』

(7) 官省符荘四至内新開田に対する国司判許権については、坂本前掲書。墾田開発に対する国司判許権については、『類聚三代格』延喜二年三月十三日官符「諸院諸宮朱紫之家不憚憲法、競為占請、国郡官司判許之日、雖似專催墾發勞其輸租……」の記事による。

(8) 「官底勅状」ではないが、弁官が先例を勘申している事例は多い。たとえば『御堂関白記』寛弘三年七月十三日条、長和五年三月廿八日条、『小右記』寛弘八年二月四日条、長和五年正月廿九日条、長元二年正月九日条など。官問注の例に

表 王朝國家体制下の權門間所領相論

No	年 代	訴 人	論 人	論 所	受 理			審理基準	典 拠
					郡	官	官		
(1)	延喜4(904)	東大寺	王臣家・百姓	因幡国高庭庄田	○	○	○	因幡	196
(2)	延喜11(911)	東大寺上座慶賢	元興寺大法師玄阿	大和国添上郡磐田	○	○	○	因幡	206
(3)	延喜13(913)	東大寺	按察使藤原有美	因幡国高庭庄田	○	○	○	因幡	208~211
(4)	承平2(932)	東大寺	大寺	伊勢国川合大國庄	○	○	○	因幡	242
(5)	天慶5(943)	東大寺	東大寺	丹波国多紀郡宮野内新開田	○	○	○	因幡	253
(6)	康保1(964)	勸修寺	大輔	伊賀国名張郡廣生牧	○	○	○	因幡	278~282, 286, 289
(7)	天祿2(971)	橋	大輔	伊賀国阿拜郡湯船庄	○	○	○	因幡	304
(8)	正曆1(990)	東大寺	興福寺院	大和国添上郡春日庄田	○	○	○	因幡	347~350
(9)	正曆2(991)	東大寺	興福寺院	山城国葛野郡樫原郷田	○	○	○	因幡	421
(10)	長徳4(998)	觀空寺	原賀	山城国鳥部郷等庄田	○	○	○	因幡	権記
(11)	長保4(1002)	珍皇寺	川原	紀伊国山地田島	○	○	○	因幡	421
(12)	寛弘1(1004)	金剛寺	仲正	大和国添上郡春日庄田	○	○	○	(因幡)帳	436
(13)	寛弘9(1012)	東大寺	雅慶	山城国愛宕郡内	○	○	○	因幡	465, 466, 468, 4603
(14)	寛仁2(1018)	延曆寺	賀高	山城国愛宕郡内	○	○	○	因幡	小右記
(15)	長久1(1040)	超昇寺	陽理	山城国田原御園	○	○	○	因幡	春記
(16)	長久2(1041)	田原御園	修	各所施入山川田島	○	○	○	因幡	同上
(17)	永承6(1051)	室生戸金剛頂寺	伊勢	各所施入山川田島	○	○	○	因幡	1047
(18)	延久1(1069)	醍醐	伊勢	各所施入山川田島	○	○	○	因幡	1074
(19)	延久2(1070)	室生戸金剛頂寺	伊勢	各所施入山川田島	○	○	○	因幡	1047
(20)	延久3(1071)	室生戸金剛頂寺	伊勢	各所施入山川田島	○	○	○	因幡	1066
(21)	承保2(1075)	珍皇寺	延	伊勢国多度郡神守寺野御庄田	○	○	◎	因幡	1115, 1128, 1131

(22)	承保 3 (1076)	東 厩 朝臣 後家 寺	成 願 寺	伊勢国川合庄田	○				1137
(23)	承保 4 (1080)	窓 厩 朝臣 後家 庄	右大 同家・皇太后 宮地	摂津国飯笠庄四至内	◎△				水左記
(24)	永保 4 (1084)	山 路 願 寺	今 並 庄		◎△				同上
(25)	寛治 5 (1091)	成 願 寺	東 寺	伊勢国川合庄田	◎△×				1296, 1297, 1318, 1407, 1410, 1412, 1417
(26)	寛治 6 (1092)	藤 原 保 厩 院	大 中 臣 立 禰・金 峯 山	伊賀国名張郡天川・中村庄	◎△●			応徳元年宣旨	1304, 1307, 1327
(27)	寛治 7 (1093)	□ 門 院	法 華 寺	近江国中津庄	○				1319
(28)	康和 4 (1102)	祭 主 親 定 朝臣 丸 寺	若 狭 守 平 正 盛 寺	大神宮神戶	○				中右記
(29)	長治 1 (1104)	額 有 堆 九 寺	安 倍 寺 別 当 飯 野 寺	紀伊国大庄	◎				1625~1628
(30)	長治 1 (1104)	東 鳥 大 后 宮 職 寺	延 御 曆 祖 社	伊勢国多度郡耳等所領尾張國大城庄	◎				1663
(31)	嘉承 1 (1106)	東 鳥 大 后 宮 職 寺	鳴 御 曆 祖 社	摂津国長流御厨地	△				1660, 2628
(32)	嘉承 1 (1106)	東 鳥 大 后 宮 職 寺	前 伊 豆 守 源 国 房 院	尾張国大成庄田島在家	×			前宣旨状	1663
(33)	天仁 1 (1108)	天 永 2 (1111)	興 福 寺 末 寺 法 院	伊賀国六ヶ山	×				中右記
(34)	天永 2 (1111)	天 永 2 (1111)	右 京 権 大 夫 家 後 寺		●×			嘉承 2 年宣旨	同上
(35)	天永 2 (1111)	九 条 前 太 政 大 臣 家 院	東 興 大 福 有 光 寺	末寺 敬 養 所 領 和 伊 國 本 家 庄	□				1751
(36)	天永 2 (1111)	大 法 師 有 海 子 寺	東 興 大 福 有 光 寺	伊賀国名張郡黒田庄	△				1756, 1775, 1776
(37)	永久 3 (1115)	東 大 江 大 仲 子 寺	興 大 位 源 后 興 福 宮	大和国山口・相模国早川庄	○				2177
(38)	永久 3 (1115)	東 大 江 大 仲 子 寺	興 大 位 源 后 興 福 宮	美濃国厚見郡茜部庄	○			後三条御宇	1881, 1882
(39)	永久 5 (1117)	東 大 江 大 仲 子 寺	興 大 位 源 后 興 福 宮	島拔御長田庄	×				中右記
(40)	元永 1 (1118)	元 永 1 (1118)	元 永 1 (1118)	坂戸御牧	◎				同上
(41)	元永 2 (1119)	元 永 2 (1119)	元 永 2 (1119)	大和国山口・相模国早川庄	△			永久宣旨	2177
(42)	保安 3 (1122)	保 安 3 (1122)	保 安 3 (1122)	大和国北田中庄	○				1986
(43)	保安 4 (1123)	保 安 4 (1123)	保 安 4 (1123)	伊賀国阿閉郡玉瀧柳内	○				1998
(44)	天治 1 (1124)	天 治 1 (1124)	天 治 1 (1124)	美濃国厚見郡茜部庄	△			延久 3 年宣旨	2016~2018, 2021
(45)	天治 2 (1125)	天 治 2 (1125)	天 治 2 (1125)	家領山田庄四至内山地	○				2041, 2042

No	年 代	訴 人	論 人	論 所	受理		審理基準	典 拠
					郡	国		
(46)	大治1 (1126)	東 大 寺	福 福 寺	寺領泉木津木屋所四町	○	○		2096
(47)	大治3 (1128)	八 幡 寺	興 福 寺	山岐國橋園田島	○	○	◎	2137
(48)	大治5 (1130)	前和泉守雅隆社	興 藤 原 家 祖 明 社	大和國領	○	○	◎	長秋記
(49)	長承1 (1132)	吉 田 社	嶋 御 祖 兼 時 社	山岐國愛智郡御供田	○	○	◎△●	同上
(50)	長承1 (1132)	右京宛安倍春親	權天文博士同兼時	故晴明領地祭庭	○	○	△	同上
(51)	長承1 (1132)	龜卜得業生兼長	進 士 部 盛 範 卿 通	相論所三箇所	○	○	△	中右記
(52)	長承2 (1132)	内 大 院	藤 原 部 成 社	山道野並阿庄	○	○	○	2278
(53)	長承2 (1133)	醍醐寺門光院	春 原 日 成 社	越前國牛原庄	○	○	○	2305
(54)	長承3 (1134)	東 大 寺	嶋 御 祖 社	大和國添上郡福智村	○	○	○	2628、2633、3213
(55)	久安3 (1147)	東 大 寺	興 福 寺	撰津國長渚庄	○	○	◎×	3212
(56)	久安6 (1150)	東 大 寺	興 福 寺	大和國清澄庄内聚園村	○	○	◎●	2905
(57)	保元2 (1157)	東 大 寺	興 福 寺	伊賀國各務郡中村天川	○	○	□	2936、2940
(58)	保元3 (1158)	東 大 山 寺	興 福 寺	大和國宇智・十市・広常等郡田	○	○	□	兵範記
(59)	保元3 (1158)	東 大 山 寺	興 福 寺	備中國所領	○	○	□△	3212
(60)	応保2 (1162)	東 大 寺	興 福 寺	大和國清澄庄内聚園村	○	○	◎●	3213~3215
(61)	応保2 (1162)	東 大 寺	興 福 寺	撰津國菟名庄内長洲浜	○	○	×	
(62)	応保2 (1162)	東 大 寺	興 福 寺	伊勢國飯野庄	○	○	×	3216

備考) 1) 記号のうち◎は官底勘状、●は官問法、△は明法勘文、□は記録所勘状、×は官使派遣(検注、判決の執行)を示す。()は推定。
 2) 相論の年代は、訴が提起された年(もしくは史料上の初見の年)を示す。
 3) 事例は便宜上保元・応保ごろまでしか記載していない。
 4) 事例には大宰府管内の相論を含めていない。
 5) 典拠の数字は『平安逸文』の番号を示す。

は『小右記』治安三年正月廿六日条「於官庁、被対問、可被決度実」がある。

(9) 瀧川政次郎「律令の民事訴訟法」(中村宗雄教授還暦祝賀論集『訴訟法と実体法学』所収)

(10) 律令訴訟手続でも田図と公驗との場合は行われた。たとえば正倉院文書天平神護二年九月十九日足羽郡司解に「今国司檢勘、并券文」とみえ(『大日本古文書』五)、瀧川氏は註(9)論文で「土地の用益権に関する訴訟、土地の境界に関する訴訟において、田籍、田図が証拠として援用せられた」と指摘されている。しかし律令制下の「班田図」と前期王朝国家体制下の基準田図とは性格がちがうので両者の訴訟手続を同一視するわけにはいかない。坂本前掲書参照。

(11) 坂本前掲書

(12) 谷口昭「諸国申請雑事」(『中世の権力と民衆』所収)、曾我良成「諸国条事定と国解償行」(『日本歴史378』)

(13) 福井俊彦「受領功過定について」(『対外関係と社会経済』所収)

(14) かかる前期王朝国家の支配体制の特質については、坂本前掲書、中野栄夫「王朝国家期における収取体系」(『日本史研究152』)。

(15) 坂本前掲書、戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究97』)

(16) 坂本前掲書

王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について(下向井)

(17) ②「臧人弁伊来云、覆並庄四至内、他人所知交接、仍為沙汰、召彼等公驗：者、示早可奏聞之由了」(『六月廿』など記録にみえる相論記事による)。

(18) 『伝宣草』(『新校群書類従』卷百十一)に「同訴訟事先秘有問」とみえる。

(19) 永久二年十一月廿六日太政官牒(『平安遺文』五一一八一)。

(20) 藤木邦彦「陣定について」(『歴史と文化V』)。とくに諸国条事定については曾我註(12)論文に詳しい。棚橋氏は、陣定の勘決判決については詳論されているが、本稿で問題にしている審理裁定方針の選択・決定については見逃がしておられる。

(21) ②「抑於請文消息等者、於官底対檢左右文書日可進上也」、③「召兩方文書、於官庭被勘決理非之尅」(『六月廿』など)。

(22) 岩橋小弥太「文殿長案と外記日記」(『増上代史籍の研究下巻』)

(23) 谷口昭「続文考」(『法制史研究22』)

(24) 『類聚符宣抄』(第七)補抄符序直文殿等史生史部に補任例がみえる。

(25) 『北山抄』(『卷七外』)、土田直鎮「平安時代の政務と儀式」(『国学院大学日本文化研究所紀要33』)

(26) 曾我註(12)論文は、諸国条事定における弁官の先例勸申事務について述べている。

- (27) たとえば『小右記』長元二年正月九日条に「件申文給権左中弁章信、下官底、令勘申、佐親、奉光上日、官勘申、合奉光申文、……余申云、彼時覆乎否被問、官、即仰経頼、左大史貞行申云、執燈不入文殿、仍今夜不能勘申者」とみえる。
- (28) 『朝野群載』(政略本)に二例、『中右記』嘉承元年二月廿八日条に二例、『勘仲記』弘安十年七月十三日条に一例など。
- (29) 天永・保元記録所は、官文殿の「文書対決」・勘申事務を他の諸機能から分離独立させ、審理の合理化・迅速化をねらった機関である。記録所で勘決を行う寄人は、大夫史を中心、明法家・外記ら実務官僚を加えて構成されており、また訴の受理、訴陳状の送達、判決の布告は記録所上卿・弁・大夫史の手で行われた(相論関係の宣旨の史、奉行弁、宣下の上卿から判断)。すなわち、記録所は実質的に訴の受理、訴陳の媒介、審理から判決の布告まで一貫して行う訴訟専門機関だったのである(判決は陣定で行われる)。
- (30) 布施弥平治『明法道の研究』
- (31) 前註(8)、またたとえば『玉葉』安元三年正月十三日条「於官底度々問注殺書之条下手人二人已承伏」。
- (32) 永久二年十一月廿六日太政官牒(『平安遺文』五一一八一)に「爰康和四年、任往古例、免除所当地子官物并臨時雜役、可為寺領之由、新被下宣旨畢、然則件庄為往古領之上、康和宣旨可謂規模、早可被裁免歟」とあり、また『玉葉』承安二年閏十二月七日条に「下官申云、件御厨事、先於御厨条
- 者、夫不可有異議、国司称規模、之証、文保元宣旨、尚可為神領由、已分明」とある。
- (33) 筆者が作成した官使表(土地政策関係)にもとづいているが、紙幅の都合で掲載しえない。
- (34) 長久元年国司が「新宣旨」と号し賦課を強行してきた造内裏役について、荘園領主が中央政府に四至内免除の宣旨を申請した例に、美濃国大井・茜部庄(平二三)、丹波国大山庄(平二一)、伊賀国名張郡庄(平三三)、山城国玉井庄(平三九)がある。
- (35) 「治暦以後代々国宰、多是当時公卿、毎任申下宣旨、雖停魔新立所々及加納、於神戸治開田者、全不及沙汰」(平五二)
- (36) 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」(『平安貴族社会の研究』)
- (37) 富田正弘「口宣案の成立と変遷」(『古文书研究14』(一九八〇・四・五成稿))

〈付記〉

本稿は、一九七八年十二月広島大学大学院における坂本教官の演習で行った発表を基礎に、七九年一〇月広島史学研究会大会日本史部会で発表した「王朝国家体制下の不動産訴訟手続の変遷について」を改題したものである。成稿までの坂本先生の御指導と御激励に深く感謝します。

A Study of the Legal Procedure of the Land Troubles between *Kenmons* (権門) in *Ocho-Kokka* (王朝国家) System

by Tatsuhiko Shimomukai

The purpose of this study is to reconstruct the legal procedure of the land troubles between *Kenmons*, which I think belongs to one of the most basic works to solve the characteristics of *Ocho-Kokka*.

In the first stage of *Ocho-Kokka*, *Kokuga* (国衙) tried troubles through the work of checking up *Kugen* (公驗) which the parties concerned exhibited and *Kokuzu* (国図) which is a land register. This procedure corresponds to the *Kokuga*'s power of controlling *Shoen* (荘園), which is remarkably found in *Men-joryodensei* (免除領田制).

In the latter stage of *Ocho-Kokka*, *Kokuga* lost the trial power over land troubles. Instead of them, *Dajokan* (太政官)—mainly *Jin-no-sadame* (陣定) and *Benkan* (弁官)—came to take the trial power over land troubles. The decisions about the troubles between *Kenmons* which increased suddenly in this period, became the grounds for the territorial dominion of *Shoen-Ryoshu* (荘園領主), and played a part of promoting the development of *Shoen-Koryosei* (荘園公領制) in the middle age.